

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、行田都市計画火葬場の変更について理由を示したものです。

. 行田都市計画区域における位置等

行田都市計画区域は、埼玉県の北部に位置し、東京都心から60km圏に位置している都市計画区域です。

本区域には、高崎から都心部へ直結するJR高崎線、県北西部を結ぶ秩父鉄道、新潟、長野、都心部へと繋がるJR上越新幹線や長野新幹線が乗り入れ、国道17号熊谷バイパスや国道125号行田バイパスが通るなど、交通の利便性に恵まれた区域となっています。

行田市では、こうした交通の利便性を活かしながら、地域特性を踏まえ、水と緑による個性あふれる文化都市を目指しています。

今回変更する行田市斎場は、市街地に近接した武蔵水路沿いの佐間地区にある火葬場で、周辺には、国道17号熊谷バイパス、行田駅通古墳群線、さきたま古墳公園及びさきたま緑道等の都市施設があります。

. 変更の必要性

本火葬場は、利便性の更なる向上を図るため、駐車場の拡張に伴い変更するものです。

. 変更の内容

名 称	面 積	変 更 の 内 容
行田市斎場	約 10,400 m ²	駐車場の拡張に伴い、火葬場の区域を変更する

. 関連する都市計画

特になし

. 上位計画での位置づけ

特になし